

法務省民二第198号
平成27年3月31日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(岡山を除く。)

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（通知）
標記について、別紙甲号のとおり岡山地方法務局長から当職宛てに照会があり、
別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願
います。

なお、本通知に抵触する平成25年12月12日付け法務省民二第809号当職
通知による取扱いは、本通知によって変更したことになりますので、その旨を申し
添えます。



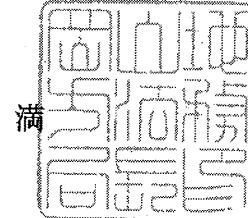
別紙甲号
広島法務局経由
平成27年3月27日登第 92号

別紙甲号

不登第 65号
平成27年3月25日

法務省民事局民事第二課長 殿
(広島法務局経由)

岡山地方法務局長 小川



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について
(照会)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、府保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第6の10の措置を受けている者（以下「被支援措置者」という。）が登記義務者又は登記権利者とならないが、登記申請の添付情報に被支援措置者の住所が記載されている場合には、申請書類つづり込み帳につづり込まれた当該登記申請書及びその附属書類（不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）第21条第1項で定める図面を除く。以下「登記申請書等」という。）について、被支援措置者又はその代理人から閲覧の制限の申出があったときは、DV防止法第2条の規定の趣旨に鑑み、平成25年12月12日付け法務省民二第809号法務省民事局民事第二課長通知別紙甲号記の5及び6にかかわらず、下記の取扱いをしたいと考えますが、差し支えないか照会します。

記

登記申請書等に被支援措置者の住所が記載されている場合は、以下のとおり、当該被支援措置者又はその代理人の申出に基づき、当該住所が記載されている部分（印鑑に関する証明書や住民票の様式等で当該住所を市町村単位で推認させる部分を含む。以下同じ。）について閲覧の制限を行うことができるものとする。



1 閲覧の制限の申出の方法

閲覧の制限の申出は、被支援措置者又はその代理人の記名押印のある別紙様式又はこれに準ずる申出書によって行い、かつ、次の各書面をいずれも添付しなければならない。

- (1) 申出をする本人が被支援措置者であることを証する書面
- (2) 被支援措置者が申出をする場合にあっては、申出書の押印に係る被支援措置者の印鑑に関する証明書（不登令第16条第2項に規定する印鑑に関する証明書をいう。以下(3)に同じ。）。ただし、当該証明書を提出することができないやむを得ない事情があると認められる場合にあって、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第72条第2項に掲げる方法により当該被支援措置者本人であることを確認することができるときを除く。
- (3) 被支援措置者の代理人が申出をする場合にあっては、被支援措置者が記名押印した当該代理人の権限を証する書面及び当該押印に係る被支援措置者の印鑑に関する証明書

2 閲覧の制限の申出があった場合の取扱い

上記1の方法による閲覧の制限の申出があった場合は、次の各措置を執ることとする。

- (1) 住所が記載されている部分を塗抹するなどして閲覧をすることができない措置を施した登記申請書等の写しを作成し、申請書類つづり込み帳につづり込む。
- (2) 申請書類つづり込み帳につづり込まれた登記申請書等の写しの1ページ目の適宜の箇所に、閲覧の制限があることが一見して明らかになるような措置を施す。
- (3) 登記申請書等の原本は、申出書とともに封入し、申請書類つづり込み帳の最後部につづり込む。

3 閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合の取扱い

- (1) 被支援措置者又はその代理人から閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合には、原本を閲覧に供する。
- (2) 上記(1)以外の者から閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合には、上記2(1)の写しを閲覧に供する。

ただし、請求人が当該登記申請書の附属書類である被支援措置者の印鑑に関する証明書の印影について不動産登記法（平成16年法律第123号）第121条第2項ただし書に規定する利害関係を有する場合には、当該印影以外に係る部分を別用紙等で覆った上で、当該印影に係る部分に限りその原本を閲覧に供して差し支えない。

登記申請書等閲覧制限措置申出書

申出年月日	平成 年 月 日	
申出人の表示	住 所 氏 名 印 <input type="checkbox"/> 登記申請人 <input type="checkbox"/> その他 () 連絡先 (自宅・携帯・勤務先) () —	
代理人の表示	住 所 代理資格 氏 名 印 連絡先 (自宅・携帯・勤務先) () —	
閲覧制限の対象とする登記申請書等	法務局 (地方法務局)	支局 出張所 受付第 号 ()
閲覧制限の対象	<input type="checkbox"/> 住所を証する情報 <input type="checkbox"/> 印鑑に関する証明書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 特別受益証明書 <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
申出の理由	※遺産分割協議書に住所が記載されており、当該住所が公開されることにより、生命又は身体に危害を受けるおそれがあるため	
添付書類	<input type="checkbox"/> 支援措置を受けていることを証する情報 <input type="checkbox"/> 代理人の権限を証する情報 <input type="checkbox"/> 印鑑に関する証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
上記のとおり申出します。 法務局 (地方法務局) 支局 御中 出張所		

法務省民二第197号
平成27年3月31日

岡山地方法務局長 殿
(広島法務局経由)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（回答）

本月25日付け不登第65号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、本取扱いは、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等の相手方、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童等として、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、府保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第6の10の措置を受けている者又はその代理人が申出人となるときも同様ですので、その旨を申し添えます。